



作るなら今、知って得する

マイナンバーカード

ページ番号 1003581

今、マイナンバーカードでできること

コンビニ交付サービス

全国約5万4000店舗のコンビニに設置してあるマルチコピー機（キオスク端末）を利用して、住民票・印鑑登録証明書・所得証明書などの公的な証明書を取得できます。

▽利用時間 午前6時30分～午後11時。土・日、祝日も利用可。ただし年末年始を除く。

▽取得できる証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票、課税証明書、所得証明書。

▽セキュリティを確保 3回連続でパスワードを間違えて入力した場合、ロックが掛かり利用できなくなります。ロック解除には、住民票のある市町村窓口での

手続きが必要です。

▽その他 証明書の自動交付機は、富屋区は2019年12月末、市役所・雀宮区は2020年12月末に廃止となります。

公的な身分証明書

マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、この1枚で済む唯一のカードです。また、運転免許証と同様に顔写真付きの公的な身分証明書として利用できます。

▽主な利用場面 金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、就職の際のマイナンバーの提示など。

電子申請などの利用

マイナンバーカードに搭載される電子証明書を利用して、確定申告の電子申告や各種行政手続きなどを確認できる「マイナポータル」を利用できます。

将来、マイナンバーカードでできること

健康保険証の代わりに

2020年度から、医療機関にマイナンバーカードを提示するだけで、健康保険証の代わりとして利用できるサービスの提供を予定しています。

■さまざまな機能が集約されます
ますます便利に
マイナンバーカード1枚にさまざまな機能を集約できるワンカード化を進めています。

将来、東京オリンピック入場券、コンサート会場などの本人確認証、オンラインサービスなどのサービスの利用ができる他、デバイスとカードやキャッシュカードなどとしての利用も検討されています。

市民課 ☎(632) 5266

マイナンバーカードの申請をお手伝いします

1 企業等一括申請

本市では、市職員が市内の企業などを訪問し、マイナンバーカードの申請を一括で受け付ける「企業等一括申請」を実施しています。



▲マイナンバーカード

申請の受け付けは、市内の企業などにお勤めの人であれば、市外に住民票がある人でも可能です。また、マイナンバーカードは、2カ月程度で、住民票のある市区町村から申請者の住所宛てに「本人限定受取郵便」で送付しますので、市役所に行く必要がなく便利です。企業等一括申請を希望する場合は、市民課へお問い合わせください。

2 タブレット端末を利用した申請の補助
マイナンバーカードの交付申請手続きの負担を軽減するために、市民課窓口で、タブレット端末を利用して、顔写真の撮影（無料）と電子申請の手続きを行っています。

手軽に交付申請手続きができますので、ぜひご利用ください。なお、マイナンバーカードの交付手数料は、初回は無料です。

▽受付時間 午前8時30分～午後7時。

▽受付場所 市民課（市役所1階）。

▽必要書類 運転免許証やパスポート、健康保険証などの本人確認書類2点。

▽その他 タブレット端末で撮影する写真は、写真機やお店で撮影する写真よりも、画質が劣ります。

なお、撮影した顔写真は、申請手続き後、データを消去しますので、お渡しすることはできません。

※マイナンバーカードは、公的な身分証明書の他、身近な場所で証明書が取得できるコンビニ交付サービスや電子申請の利用（※）ができます。今後、健康保険証として利用できるなど、サービスが順次拡大していく予定です。ますます便利になるマイナンバーカードを作ってみませんか。

※マイナンバーカードに電子証明書の搭載が必要です。

◎マイナンバーカードの申請方法
マイナンバー通知カードの下部の交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼って、同封されている返信用封筒で郵送してください。また、パソコンやスマートフォンから申請することもできます。申請から交付までは1～2カ月ほど掛かります。なお、交付申請書に記載されている住所・氏名などに変更があった場合は、お持ちの交付申請書は使用できません。変更があった場合は、本人確認書類2点と顔写真をお持ちの上、直接、市民課、各区・区役所の窓口で申請してください。